

令和5年度第1回定例農業委員会 議事録

1. 開催日時

令和5年4月10日(月) 開会 9:30~

2. 開催場所

岡垣町役場 307会議室

3. 出欠の状況

(1) 出席農業委員 9名

田原 一男	俵口 和義	廣渡 秀雄
門司 雅門	山田 和夫	石川 久男
大村 武彦	田中 誠二	木原 緑

(2) 欠席農業委員 1名

辻 政幸

(3) 出席農地利用最適化推進委員 2名

麻生 耕造 広渡 英一

4. 委員会に附した議案

議案第 1号 農地法第5条の許可申請について

5. 事務局出席者

秦 啓 深田 秀信 中井 優介

議長 ただ今より第1回の定例総会を開催させていただきます。起立。礼。おはようございます。

全員 おはようございます。

議長 それでは事務局をお願いします。

事務局 今から現地確認に向かいます。対象地は原が1件、吉木西一丁目が1件、ともに5条申請です。以上です。

議長 はい、それでは早速現地確認に行きたいと思しますので、暫時休憩いたします。

【現地確認】

議長 それでは再開します。議事に入ります前に本日の議事録署名人についてですが、8番の花田委員、9番の石川委員よろしくお願ひ致します。それでは早速議事に入りたいと思ひます。議案第1号 農地法第5条の許可申請について、事務局説明をお願いします。

事務局 それでは議案の1ページをご覧ください。議案第1号、農地法第5条の規定による許可申請について。農地法第5条の規定による農地の転用申請について、農地法関係事務処理要領の第4の1の(4)のアの規定により、意見を決定するため審議を求め。令和5年4月10日提出、岡垣町農業委員会会長 田原一男。
今回2件の申請が出されておりますので順に説明します。まず1件目です。譲受人と譲渡人は記載のとおりで、申請地は1筆です。場所は原649-1、地目は田、面積は1,209㎡、区分は農振白地、権利内容は所有権の移転で、転用目的は自己用住宅と事務所です。位置図を3、4ページに載せています。場所は内浦小学校前から原の集落に進み、集落の西側の農地です。計画図を5ページに載せています。申請地に自己用住宅と、自身が経営している電気工事会社の事務所を建設する計画です。6ページに縦横断図を載せています。造成については、基本的に整地程度ですが、住宅を建築する箇所の一部を80cm程度切土します。被害防除として、周囲をコンクリートブロックの擁壁で囲います。東側については、住宅建設箇所から1m程度低くなっており、隣接住宅と高さが同じなため盛土はせず、芝を張り周囲にフェンスを設置したうえで庭として利用する計画です。給水については上水道がきていないため井戸を掘ります。下水道は正面道路の管に接続し、雨水は正面道路の側溝へ放流します。工期については、許可後から着工し、令和6年2月末に完成予定です。7ページから10ページは建物の平面図と立面図を載せています。
それでは別紙でお配りしております許可基準チェック表の1ページをご覧ください。1.立

地基準については、10ha以上の規模の一団の農地であるため第1種農地となります。続いて2.一般基準です。1 転用行為を行うのに必要な資力及び信用の有無については、提出された資金計画書と融資証明書から問題ないことを確認しております。2 転用行為の妨げとなる権利を有するものの同意の有無については、登記簿謄本から申請人の土地であることを確認しております。3 申請に係る用途に遅滞なく供することの見込みについては、提出された事業計画書から許可後すぐに着工することを確認しているため○としています。6 転用計画面積の妥当性については、土地利用計画図から申請箇所全体を有効活用することを確認しておりますので○としています。8 周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無については、提出された被害防除計画と水利関係承諾書から問題ないことを確認しております。

続いて2件目の説明に入ります。議案の2ページをご覧ください。譲受人と譲渡人は記載のとおりで申請地は1筆です。場所は吉木西一丁目1500-1、地目が田、面積は826㎡、区分は農振白地、権利内容は所有権の移転で、転用目的は宅地分譲です。位置図を11ページに載せています。場所は吉木西の三叉路の南側、県道原海老津線沿いの農地です。計画図を12ページに載せています。申請地に4戸分の宅地を造成する計画です。縦横断面図を13ページに載せています。全体を1m程度盛り土し、被害防除として周囲をL型擁壁で土留めを行います。上水道と下水道については正面道路の管に接続し、雨水については県道の歩道の下に雨水管を新設し、申請地の南側にある側溝へ放流する計画です。雨水管の新設については県と協議中とのことで、概ね許可される見込みです。工期については、現在作付けされている麦の収穫後となりますので、6月中旬に着工し、11月末に完成予定です。

それでは別紙でお配りしております許可基準チェック表の2ページをご覧ください。1.立地基準については、用途地域内の農地であるため第3種農地となります。続いて2.一般基準です。1 転用行為を行うのに必要な資力及び信用の有無については、提出された資金計画書と融資証明書から問題ないことを確認しております。2 転用行為の妨げとなる権利を有するものの同意の有無については、登記簿謄本から申請人の土地であることを確認しております。3 申請に係る用途に遅滞なく供することの見込みについては、提出された事業計画書から麦収穫後の6月に着工することを確認しているため○としています。6 転用計画面積の妥当性については、土地利用計画図から申請箇所全体を有効活用することを確認しておりますので○としています。7 宅地の造成のみを目的とする場合の妥当性については、宅地建物取引業者免許証を確認していますので○としています。8 周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無については、提出された被害防除計画と水利関係承諾書から問題ないことを確認しております。説明については以上です。

議長 はい、それでは議案第1号-1について、当該委員さん、何かございましたら。

花田委員 宅地用として残っていた農地だが、上水道が無いことと面積が広いことにより、過去数回計画の話しが出ては消えていた状況。今回、事務所も建設されるということと、一段低いところも庭として利用するという事で問題ないと考える。

議長 それでは何かご意見、ご質問等ありましたら。はい、広渡推進委員。

広渡委員 1,000 m²を超えた場合、別途申請が必要になると思うが、農業委員との関係は現在どのようになっているのか。

事務局 事前に農転の相談があった段階で、1,000 m²を超えている場合は都市建設課へ案内をしている。

広渡委員 都市建設課への申請は農地転用と同時進行なのか、それとも農地転用許可後の申請なのか。

事務局 同時進行です。

議長 それではほかに何かご意見、ご質問等ありましたら。ないようでしたら、ご承認いただける方挙手をお願い致します。はい、全員という事で。それでは続きまして、議案第1号-2について、当該委員さん何かございましたら。

門司委員 工事時期が梅雨時期になりそうだったため、水路に土砂を流入させないよう条件付きとして水利承諾書を出しております。あとは審議のほどよろしく申し上げます。

議長 それではほかに何かご意見、ご質問等ありましたら。はい、広渡推進委員。

広渡委員 県道に接しているが、警察などへの協議が必要となるのか。

事務局 県道の歩道部分の切り下げが必要となりますが、既に県に協議中とのことで、概ね許可される見通しであると報告を受けています。

議長 それではほかに何かご意見、ご質問等ありましたら。ないようでしたら、ご承認いただける方挙手をお願い致します。はい、全員という事で。それでは続きまして、その他の項に入ります。

【その他の事項】

その他

1. 岡垣町農業委員会委員候補者選考結果について
2. 農業めぐりツアーについて
3. 今後の日程について
 - 全国農業委員会会長大会
 - 日 程：5月30日～6月1日
 - 場 所：東京都（文京区）、長野県（長野市）
 - 参集範囲：会長
4. 次回の日程について
 - ・日時：5月10日（水）午前9時30分から
 - ・場所：岡垣町役場 大会議室

議長 それでは、以上をもちまして第1回の定例総会を終わらせて頂きます。起立、礼。お疲れ様でした。

全員 お疲れ様でした。

議事録署名人
